

〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県労働委員会
会長 〇〇 〇〇 殿

(申立人)
〒000-0000 〇〇市〇〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇労働組合
執行委員長 〇〇 〇〇

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第1、2、3号違反について、労働委員会規則第32条の規定により、次のとおり申し立てます。

1 申立人 〒000-0000 〇〇市〇〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇労働組合
執行委員長 〇〇 〇〇

2 被申立人 〒000-0000 〇〇市〇〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

3 請求する救済の内容

- (1) 被申立人〇〇〇〇株式会社は、申立人〇〇〇〇労働組合の組合員〇〇〇〇に対して行った〇〇年〇〇月〇〇日付けの解雇を取り消し、原職に復帰させるとともに、解雇から復帰に至るまでの間の賃金相当額を支払わなければならない。
- (2) 被申立人〇〇〇〇株式会社は、申立人〇〇〇〇労働組合が〇〇年〇〇月〇〇日付けで要求した要求事項について、誠意をもって団体交渉に応じなければならない。
- (3) 被申立人〇〇〇〇株式会社は、組合員に脱会を働きかけるなど、組合運営に支配介入してはならない。

4 不当労働行為を構成する具体的事実

- (1) 被申立人〇〇〇〇株式会社は、〇〇市に本社工場をおき、東京及び大阪に営業所を有する、従業員〇〇人、資本金〇億円の機械メーカーである。
- (2) 申立人〇〇〇〇労働組合（以下「申立人組合」という。）は、地域を基盤とする合同労働組合である。
- (3) 被申立人の従業員〇〇〇〇（以下「××」という。）は、〇〇年〇〇月に採用され、現在に至るまで本社工場の品質管理の業務に従事してきた。
- (4) ××は、被申立人による労務管理体制に疑問を抱き、〇〇年〇〇月〇〇日に申立人組合に相談した。
- (5) その後、申立人組合の協力のもと、××は、職場の仲間数名とともに申立人組合の

- 職場組織として〇〇〇〇分会（以下「分会」という。）を結成する準備を進めた。
- (6) 〇〇月〇〇日に、××を含めた3名の従業員が申立人組合に加入すると同時に、分会を結成し、××が分会長に就任した。
 - (7) そして、同月〇〇日に、被申立人の常務取締役である総務部長に対して、分会結成を通告し、労働法の遵守と職場環境の改善を内容とする同日付けの要求書を手渡し、団体交渉を申し入れた。
 - (8) 総務部長は要求書を受け取ったが、「団体交渉は要求書を検討してから行う」として団体交渉には応じなかった。
 - (9) ××らは、結成通告後、分会結成の経過、要求事項等を記載したビラを従業員に配付すると同時に、被申立人の従業員に対して分会への加入を働きかけた。
 - (10) 一方、被申立人がなかなか団体交渉に応じないので、〇〇月〇〇日に申立人組合書記長が総務部長に団体交渉の応諾を求める電話をしたが、業務多忙を理由にもう少し待ってもらいたい旨の返事であった。
 - (11) ところが、〇〇月〇〇日の朝、××は総務部長に呼ばれ、不況による経営悪化と勤務態度不良を理由に翌日付けで解雇する旨を言い渡された。
 - (12) 申立人組合は、翌日、抗議集会を被申立人の本社工場前で行った後、総務部長に××の解雇撤回を要求事項とする団体交渉を申し入れたが、総務部長は「××は既に従業員でないので、団体交渉には一切応じられない」という回答であった。
 - (13) 被申立人は、××の解雇と同時に、××以外の組合員に組合脱会を様々な形で働きかけ、××以外の組合員は脱会に追い込まれた。
 - (14) 以上のように、××の解雇は分会結成や組合活動を嫌悪したことによるものであり、また、組合の壊滅を図ったものであり、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。また、被申立人が団体交渉を拒否したこと、被申立人が××の解雇後に組合員に脱会を働きかけたことは、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

※記載例では、「不当労働行為を構成する具体的な事実」全体を箇条書きで記載していますが、「不当労働行為を構成する具体的な事実」を 1)当事者、2)不当労働行為に至る背景（経過）、3)不当労働行為の具体的な事実、4)結論（法律上の主張）に区分して記入することもできます。この場合の記載要領は次のとおりです。

1)当事者

申立人が組合の場合は、組合結成年月日、結成自の状況、上部団体への加入状況、申立時における組合員数等について、記載してください。

被申立人が会社の場合は、会社等の設立年月日、本社・工場（事業所）等の状況、申立時における従業員数、資本金及び営業活動等について、把握している範囲で記載してください。

2)不当労働行為に至る背景（経過）

不当労働行為が発生するに至った事実や不当労働行為を補強する背景的事実を簡潔に記載してください。

3)不当労働行為の具体的な事実

直接救済を求めようとしている不当労働行為の事実を具体的に記載してください。

4)結論（法律上の主張）

上記3)の具体的な事実のうち、どの事実が労働組合法のどの条項に該当する不当労働行為であるか、どういう理由で不当労働行為にあたるのかについて、簡潔に記載してください。